

第5回総会 議事録

総会開会時刻 令和5年11月28日（火曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1番 一柳 泰徳 | 3番 西良 利彦 | 4番 前原 良行 | 5番 金西 章 |
| 6番 原 美智子 | 7番 島田 正明 | 8番 豊田 泉朱 | 9番 樋富 美行 |
| 10番 山越 典子 | 12番 増井 道宏 | 13番 服部 雅基 | 14番 川瀬 益栄 |
| 15番 船越 康博 | 16番 井村 美江 | 17番 森 博之 | 18番 村岡 宇都美 |
| 19番 青木 正廣 | | | |

(農業委員の欠席者)

2番 朝日 貴光 11番 賀出 勝也

(農地利用最適化推進委員の出席)

| | | | |
|----------|----------|----------|-----------|
| 2区 前島 義夫 | 3区 松本 雅史 | 3区 中西 信之 | 4区 柳生 敬治 |
| 5区 塚井 威史 | 6区 市山 賢光 | 7区 森吉 憲三 | 7区 徳山 守 |
| 8区 手塚 博 | 9区 岡崎 勢一 | 10区 宮城 仁 | 10区 里村 雅博 |

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

1区 桑田 文丸 5区 宮田 芳和 6区 雲井 正博 9区 吉積 幸二

(出席者)

局長 横山 篤 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」
議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」
議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」
議案第5号「非農地証明願について」
議案第6号「農地利用最適化推進委員の辞任について」

議案外

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
報告第3号「使用貸借権にかかる合意解約について」

その他

令和5年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第5回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、6番原美智子委員、15番船越康博委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、2番朝日委員、11番賀出委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の2ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、4件、4筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、畑1筆、面積255㎡、「耕作不便・低産地のため」による所有権移転の申請です。

譲渡人にとっては、当該農地は、耕作が不便な場所にあり、以前から困っており農地を手放すことを検討していたところ、当該農地の近隣に居住し、隣地を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請書が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の服部委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

13番 服部委員

現地を確認したところ、問題なかったと思いますので、審議のほど宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、田1筆、面積654㎡、労力不足による所有権移転の申請です。

譲受人は、もともと当該農地を借りて耕作していたのですが、この度、高齢により農地を手放すことを考えていた譲渡人との間で話がまとまり、農地法第3条許可申請書が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、担当の賀出委員は本日欠席ということでご連絡を頂いておりますが、委員からは、現地確認をしましたが、特に問題はないと伺っております。

以上でございます。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号3番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番、田1筆、面積419㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲受人は耕作面積を広げようと考えており、自身の住居から近い当該農地を譲ってもらえないか、譲渡人に持ち掛けたところ、双方の間で話がまとまり、農地法第3条許可申請書が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越委員

坂野の船越です。この案件は譲受人の自宅の目の前の田んぼなんで、何ら周りに影響はないと考えられますので、宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号3番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号3番は、原案どおり可決と認めます。
引き続き、整理番号3番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号4番、田1筆、面積1,243㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。
譲受人と譲渡人とは親戚関係にあり、以前から当該農地の耕作を手伝っていました。この度、譲受人が完全に耕作を引き継ぎ、権利を移転させることで双方の間で話がまとまり、農地法第3条許可申請書が提出されました。
譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。
以上でございます。

議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越委員

はい。船越です。現地確認をしたところ、圃場整備内の田んぼであり、周りには何の影響もないと思いますので、宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号4番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号4番は、原案どおり可決と認めます。
以上で議案第1号の審議を終了いたします。
引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は3件、3筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番について説明いたします。

田1筆、898㎡、転用目的は資材置場（建設資材、駐車場）でございます。

申請者は土木建築に関する事業を行っている代表取締役であり、特に鉄骨を取り扱っている事業所です。資材は工場北側に面している県道〇〇号線より搬入しますが、溶接等加工を行った後、次の工程に移行するまでの間、工場内にて資材を重ねて積むなどしていることから置き換え等が大変で効率が悪く、また、保有車両も多いため、置き場所に苦慮していました。その旨を工場に隣接した農地を所有している譲渡人に相談したところ申請地を譲ってくれることとなり、この度の5条申請に至りました。

申請地は小松島市立〇〇小学校より西へ約500メートルに位置し、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われています。

農地区分は、平成19年に徳島県による圃場整備事業が行われている場所であることから1種農地と判断されます。1種農地とは生産性の高く、農業を行う上で農地としての利用を確保していく度合いが高いことから原則として転用を許可しないこととなっています。しかし、例外規定が設けられており、この度の申請は農地法施行規則第35条第5項にある既存の施設の拡張として、転用面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないことを条件に認められることとなっています。申請地面積が898㎡で、既存の敷地面積が1,811.69㎡であることから転用面積が2分の1以下となり例外規定が適用され転用は可能となります。

なお、〇〇土地改良区からこの度の5条申請について、大型車両等の進入は不可であるだとか、道路を傷めることが無いよう注意して通行する等の意見が付された意見書が添付されています。

また、資材置場を建設するために必要な資力については、自己資金で行うとのことで、残高証明書が添付されています。

それから、周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてでございますが、山土にて嵩上げを行います。周囲にコンクリート擁壁等を施工することで周辺への土砂の流出を防ぎます。

上水道等の給水設備は設けないことから排水はありませんが、雨水については地下浸透といたします。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の増井委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

12番 増井委員

はい。櫛淵の増井です。現地確認いたしました。それと、近隣耕作者に意見を伺いましたが、何ら問題ないという風なことでございましたので、審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。
引き続き、整理番号2番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号2番について説明いたします。

畑1筆、496㎡、転用目的は駐車場及び資材置場でございます。

申請者は、平成11年より土木工事業を営む建設会社です。申請地は、その事業所の西隣に隣接しており、資材に対する管理がしやすいことから、売却のお願いをしていたところ、土地所有者が耕作及び管理が困難になったことから、この度の5条申請に至りました。

申請地はJR〇〇駅より南西約490メートルに位置し、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われています。

農地区分は、申請地が鉄道の駅から一部でも500メートル以内に存在すれば2種農地と判断されることとなっており、2種農地は申請人が所有している周辺の他の土地に立地することができない場合、転用が可能となります。

ただ、転用目的が資材置場の場合は、既存の資材置場を十分に活用しているかの確認が求められることから、事業計画書の中で、過去10年間に受けた転用許可状況の記載が必要となります。そこで、申請者は、過去に2件、資材置場として許可を受けていることが判明しました。1件は賃貸借での許可であったのですが、その期間中に所有者がお亡くなりなり、相続人が県外在住であり手放したいとの意向で、申請者とは違う隣接した事業所へ売買により所有権移転を行ったことから、申請者がこの地を資材置場として使用することができなくなりました。また、もう1件については、所有権移転の許可でありましたが、土地隣接者から境界についての同意が得られなかったことから、所有権移転登記ができなくなり、こちらも申請者が資材置場として利用することができなくなったとのことです。

なお、地元土地改良区である〇〇土地改良区からの意見書には、付近の農地の排水効率が悪くならないように配慮した設計にするようにとありますが、転用について否定的な内容の意見はございませんでした。

また、駐車場及び資材置場を建設するために必要な資力については、自己資金で行うとのことで、金融機関の残高証明書が添付されています。

それから、周辺の農地に係る営農条件への支障の有無については、碎石にて嵩上げを行います。土止めをしたうえで、既存の擁壁の高さまでとすることで土砂等の流出はありません。なお、被害防除計画書も提出されています。

上水道等の給水設備は設けないことから排水設備はありませんが、雨水については地元の水路を管理する〇〇協議会より放流同意書が提出されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁

の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えます。
以上です。

議長（青木会長）

担当の村岡委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

18番 村岡委員

はい。村岡です。11月12日に現地を確認に行ってまいりました。建築物、工作物はありませんでしたので、転用には障害がないと思われれます。宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。
引き続き、整理番号3番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号3番について説明いたします。

田1筆、521㎡、転用目的は駐車場でございます。

申請者はガスタービン等発電機等の設備、施設の設置やその保守を行っている事業所です。近年では、再生可能エネルギーに関する発電タービンの需要が増えており、売り上げも順調に上昇しており、業務拡大を視野に入れた事業展開や需要に応じる準備を行うこととなりました。本社は〇〇市内の市街地に存在し、駐車スペースの確保が難しいのですが、一方、小松島市内の営業所については、その隣接地を代表取締役が所有していることから、当該土地を駐車場とする計画が進み、今回の5条申請となりました。

申請地はJR〇〇駅から南へ約400メートルに位置し、市街化調整区域内ではありますが、農業振興地域外にある農地なので、除外は必要としないところに存在します。

農地区分は、生産性の低い小集団の農地であることから2種農地と判断されます。2種農地は申請人が所有している周辺の他の土地に立地することができない場合、転用が可能となります。

なお、〇〇土地改良区へ確認を行ったところ、この農地は所属しておらず、意見書を発行することができない旨の申告書が提出されています。

また、駐車場を建設するために必要な資力については、自己資金で行うとのことで、残高証明書が添付されています。

それから、周辺の農地に係る営農条件への支障の有無については、給排水計画書・被害防除計画書によりますと、転圧しその上に碎石を敷設することで周辺農地に被害が及ぶことはなく、給水設備は設けないことから排水はありませんが、雨水については地下浸透とすることで地元住民等の理解を得ています。

さらに、申請地の上空には送電線が存在し、登記簿上、地役権が設定されていることから、〇〇による同意書が添付されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号3番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

5番 金西委員

整理番号3番、現地を確認してきております。そして、資料にもありますとおり、自分の所有物を会社に譲るといことで、駐車場にするのが一番良いのではないかと思いますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は28件、56筆です。

◆議案書にそって、権利の種類、設定等する者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

今回、利用権設定の申し出のあった農地については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。

以上で議案第3号を終了いたします。

引き続き、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の9ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、申請件数は1件、5筆です。

なお、9ページの左上に、「報告第4号」と記載しておりますが、「議案第4号」の誤りでございます。申し訳ありませんが、各自で、ご訂正をお願いいたします。

◆議案書にそって、特例適用農地、被相続人、相続人、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請内容について、ご説明する前に、初めての委員の方もたくさんいらっしゃると思いますので、相続税の納税猶予の制度について、簡単にご説明させていただきます。

農業経営をしていた被相続人や特定貸付け等をしていた被相続人から農地を相続した相続人が、続けて農業を営んだり、特定貸付け等をする場合に、一定の要件のもと、相続税の一部の納税が一定期間猶予されるという制度になります。

なお、「特定貸付け」とは、農地中間管理事業等により農地を貸し付けることで、毎月、総会でご報告している利用権もこの特定貸付けにあたります。特定貸付けにより農地を貸している場合は、自分で耕作していなくても、納税猶予が受けられます。ただし、特定貸付けは、市街化区域の農地は対象にならないとされております。

相続税の納税猶予を受けたい場合は、相続税の申告期限までに、税務署に、相続税の納税猶予に関する適格者証明を提出する必要がありますので、相続人から、今回の申請がございました。

それでは、整理番号1番の申請内容について、ご説明いたします。

被相続人である〇〇さんから、相続人である〇〇さんに相続された農地でございます。

申請農地については、生前、〇〇さんが利用権で農地を貸し付けておまして、令和6年4月30日まで、利用権による賃貸借権が設定されております。賃貸借権は、賃貸人がお亡くなりになった後も相続の対象となり、相続人の〇〇さんも引き続き、利用権で貸付けをされるということでございます。今回の申請地は、すべて市街化調整区域の農地になりますので、特定貸付けに該当するというので、今回の納税猶予に関する適格者証明の交付につきましては、妥当であると考えております。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

8番 豊田委員

田野町の豊田です。現地確認してきましたが、この前もスタブルしていて、明らかに農地で問題ないと思いました。宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。
以上で議案第4号の審議を終了いたします。
引き続き、議案第5号「非農地証明願について」事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の10ページをお開きください。
議案第5号「非農地証明願について」、申請件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請内容、申請者、届出受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番について、説明させていただきます。
田1筆、面積3.71㎡、宅地としての非農地証明願になります。
この度の申請は、元来、〇〇が存在していましたが、平成9年に〇〇から〇〇が分筆され、宅地への転用許可がなされました。この許可に基づき、平成11年に擁壁工事及び整地が行われ、平成17年に家屋が新築されました。
平成26年に〇〇を再び〇〇と〇〇に分筆する為、改めて測量を行ったところ、〇〇の一部が〇〇の造成した部分に取り込まれていることが判明しました。このことから、この部分を〇〇に分筆し、現況に合わせることを目的に非農地証明願が提出されました。
この〇〇及び〇〇について、平成17年に家屋が建築されておりまして、非農地証明の要件である20年が経過していませんが、平成12年4月13日付けの写真で、擁壁工事及び整地がなされ、既に農地ではなく駐車場等に活用されていることが確認されています。
このことより、整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。
なお、地区担当である島田委員、松本委員、中西委員には事前に、現地をご確認いただいております。
以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。
以上です。

議長（青木会長）

担当の島田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

7番 島田委員

田浦の島田です。一緒に現地確認しましたが、宅地の擁壁になっていますので、何ら問題ないと思います。宜しくお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。
以上で議案第5号の審議を終了いたします。
引き続き、議案第6号「農地利用最適化推進委員の辞任について」事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案第6号につきましては、右上に「追加」と書かせていただいている、A4サイズ一枚ものの資料をご覧ください。

議案書の作成に間に合わず、申し訳ありませんでした。

議案第6号「農地利用最適化推進委員の辞任について」、申出件数1件でございます。

辞任申出者は、桑田文丸、担当する区域は第1区域（小松島町（県道33号小松島佐那河内線から北）、神田瀬町、江田町、中田町、中郷町）、辞任の日は、総会で承認を得た日となりますので、令和5年11月28日としております。辞任の理由は、一身上の都合でございますが、体調不良によるものだそうです。申出日は令和5年11月13日でございます。

農業委員会等に関する法律第23条に、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる」、と規定されていることから、農地利用最適化推進委員の辞任について、農業委員会の同意を求めるものでございます。

議長（青木会長）

推進委員については、第1回総会において承認をいたしまして、委嘱をしたところでございます。

このたび、一身上の都合により、申出者が辞任をしたいとのことですが、辞任についても農業委員会の同意が必要であるとのことですが、

何か質疑等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
質疑等がないようですので、議案第6号「農地利用最適化推進委員の辞任について」同意いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 使用貸借権にかかる合意解約について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（局長）

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数4件、6筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、転用面積848㎡、転用目的は住宅用地の拡張、所有権移転での5条届出となります。当該の農地の南側に宅地があり、その宅地の所有者が、今回の譲受人と同じとなります。南側の宅地を拡張して使用することです。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

整理番号2番は、田2筆と原野1筆、合計転用面積3,294㎡、転用目的は住宅用地、所有権移転での5条届出となります。なお、〇〇は、登記地目は、原野ですが、現況が畑であり、農地台帳にも記載されていたため、転用の届出を提出していただきました。また、次の整理番号3番との一体利用で、住宅用地となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

整理番号3番は、田1筆、転用面積653㎡、転用目的は住宅用地、所有権移転での5条届出となります。整理番号2番との一体利用になることです。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

整理番号4番は、登記地目が原野、転用面積92㎡、転用目的は駐車場、所有権移転での5条届出となります。こちらの土地も登記地目は原野ですが、現況が畑であり、農地台帳にも記載されておりましたので、転用の届出をしていただきました。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（局長）

それでは、議案書の13ページをお開きください。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数2件、4筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

貸貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

事務局（局長）

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

報告第2号「使用貸借権にかかる合意解約について」、届出件数2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、使用貸人、使用借人、申請内容、合意解約日を朗読

使用貸借契約につきましては、法令上、解約の規定がないのですが、農地台帳の整理やトラブルを避けるためなどの理由から、農業委員会に合意解約の届出をしていただいております。

使用貸人、使用借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

以上で議案外の報告を終わります。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の協議に移ります。

それでは、「令和5年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

「令和5年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について」でございます。

令和5年度後期分小松島市農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外ですが、これに係る意見や農地転用許可の見込み等について、小松島市農林水産課より農業委員会に意見を求められております。

今回の除外申請件数は、7件、8筆です。編入申請についてはございません。

前期分の除外は、5月の総会にお諮りしておりますが、今回、初めての委員の方も多くいらっしゃいますので、はじめに、制度について、簡単にご説明させていただきます。

農業振興地域整備計画については、優良農地の確保と計画的な農業振興を図るため、市が策定している計画でございます。この農用地区域に指定された農地「いわゆる青地」については、農業の用途以外の目的に使用することが制限されていて、農地以外に転用をして使用したい場合は、まず農用地区域からの除外「いわゆる白地」とする必要があるございます。

この手続きの流れの中で、市は農協や土地改良区、農業委員会等の農業関係団体にそれぞれの意見を確認することとなっております。意見照会により問題がなければその後、縦覧公告期間を設け、異議申し立て、県との協議等の手続きへと進んでまいります。順調に手続きが進みますと6ヶ月程度で計画変更が承認され、そのあと農地法第5条等農地転用の申請書等が提出されることとなります。

農業委員会が提出する意見とはこれら転用申請が提出された場合、「農地区分や変更目的、計画面積等が適切であること」、「農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないこと」等を確認のうえ、農地転用の見込み等についての意見書を提出することとなります。

転用の見込みについては、第1種農地、主に10ha以上の規模の一団の農地もしくは、圃場整備が行われた農地について、転用は原則不可であります。いくつかの例外規定が定められており、その例外規定に合致するかが大きな要素となります。

『農用地利用計画変更一覧表（除外）』をご覧ください。

今回の申請について申し上げますと、整理番号1番は高速道路等が存在し、農地の広がりがなくまた圃場整備も行われていないことから2種農地と判断されます。この場合、申請目的が駐車場であり転用は可能であります。現在、その申請地に建物が建てられているとか、駐車場とすることで周辺の農地に影響があるとかの確認をお願いできたらと存じます。

整理番号2番につきましては、農地に広がりがあることから1種農地と判断されます。しかし、周辺に住宅等が建っていることから集落に接続して設置される場合は例外的に転用が認められることとなります。

整理番号3番につきましては、JR〇〇駅より直線で300m以内に存在することから第3種農地と判断されます。3種農地は原則転用許可となることから太陽光発電施設の建設は可能となります。

整理番号4番についても整理番号3番と同様JR〇〇駅より直線で300m以内に存在することから第3種農地と判断されることから駐車場としての転用は可能となります。

整理番号5番につきましては、農地に広がりがあることから1種農地と判断されますが、こちらも集落に接続していることから転用は可能と判断できます。

整理番号6番につきましては、整理番号1番と同様、2種農地と判断されることから駐車場及び資材置場としての転用は可能と判断されます。

整理番号7番についても2種農地と判断され、駐車場への転用は可能であります。現況を申しますとアスファルト舗装等は行われてはいませんが、既に駐車場として利用されていることから正規の手続きとして除外の後、転用の申請が提出されることとなる予定です。

何らかの理由で転用の見込みがないと判断された場合、農業振興地域から外すことはできません。

委員各位におかれましては、これらのことを現地にて直接ご確認いただきまして、担当委員としてのご意見を頂戴したいと存じます。

なお、提出期限は、12月13日（水）までとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

今回提出されている案件の担当委員は6名でございます。

整理番号1番は島田委員、整理番号2番は豊田委員、整理番号3番、4番は山越委員、整理番号5番は船越委員、整理番号6番は青木会長、整理番号7番は森委員でございます。

以上の皆さんは、お手元に配布させていただいている資料をご確認のうえ、担当委員としての意見のご記入とご提出をよろしく願いいたします。

説明については、以上です。

議長（青木会長）

ただいま「令和5年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について」、事務局から説明がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なしと認めます。

担当委員さん、よろしく願いいたします。

「令和5年度後期分 農業振興地域整備計画の変更について」を終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

総会終了 午後2時23分

会議録署名委員 6番 原 美智子 委員

15番 船越 康博 委員